

先日諸君の授出セラレタル要求書、如ク大藏興行部ト、貸貸
契約ヲ解約スル事ハ不可能ナルト答ヘタルニ従業員側ニ於
テハ最早交渉ノ必要ナシトフストライクニテ宣言シ會見五分
ニテ退出セリ

七推 移

以上ノ状況ニ依リ將來紛糾ノ虞アリ推移注視中

右及申(通)報候也

別記

要求事項

- (1) 従業員ノ承認セザル館貸貨契約ヲ即時破棄スルコト
- (2) 争議中ノ給料館主側ニテ全額負擔ノコト
- (3) 争議費用館主側ニテ全額負擔ノコト

勞務第二二九六番

昭和九年十一月十二日

勞務局長

事務主任

警視總監 小泉 一 旋

内務大臣 後藤 文 夫 殿

社 會 局 長 官 殿

名 鹿 府 縣 長 官 殿

(新潟県労働組合連合会事務主任 山梨県労働組合事務主任)

新宿第一劇場労働争議ノ件(第二報)解決)

要旨(前頁)に依り、争議各社及組合代表等と交渉し、全額負擔ノコトに同意せり

標記、労働争議、經過左ノ通り

記

勞資間ノ態度強硬ナル為、會見交渉、餘地ナキ状況ニアリシ
カ其、後築地署特高係ノ斡旋ニ依リ、松竹本社ニ於テ三田會見

9.11 共
5965